

令和6年第3回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和6年3月7日(木)午後3時00分から午後3時35分

2 開催場所 栄町役場庁舎3階庁議室

3 出席委員(7名)

会	長	8番	宮本	敏郎
委	員	2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜
		7番	朝倉	友子

4 欠席委員 1番 増田 榮

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 令和5年度第11次農用地利用集積計画の承認について

議案第2号 須賀地区地域計画に対する意見について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書につい

て

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局長 大野 茂夫

農業委員会事務局次長 森田 勲

農業委員会事務局主査 青木 秀直

経済環境課課長補佐 猪瀬 泰志

7 農地利用最適化推進委員(4名)

後藤 良和 青木 秀樹 眞仲 健司 齊藤 博之

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（大野茂夫）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 6 年第 3 回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員 8 名中 7 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、7 番朝倉友子委員、2 番鈴木憲司委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 令和 5 年度第 1 次農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号 1 から整理番号 3 までについては、農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 から整理番号 3 について、一括してご説明させていただきます。

場所につきましては、4 ページから 10 ページをご覧ください。

整理番号 1 農地の所在が北辺田字上ノ池、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 1,740 m²他 14 筆で、合計 11,586 m²です。

次に、整理番号 2 農地の所在が矢口字竹岸、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は 2,564 m²他 3 筆で、合計 11,564 m²です。

次に、整理番号 3 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 4,008 m²他 1 筆で、合計 8,343 m²です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10 a あたりの畑の賃借料は 5,000 円で、田の賃借料は 1.5 俵になります。

期間は令和 6 年 3 月 21 日から令和 16 年 3 月 20 日までの 10 年間となっております。

本件は、農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定になります。

農地の中間管理権を取得する「千葉県園芸協会」が、貸し手と借り手の間に入り農用地の転貸を行うものです。

この3件の借受人については、認定農業者と地域の担い手農家になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1から整理番号3までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、ということですので、議案第1号 整理番号1から整理番号3までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第1号 整理番号1から整理番号3までについては、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第1号 整理番号4について、を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、この案件については、野村委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

（野村委員退席）

○事務局長（大野茂夫）

それでは、3ページ 議案第1号 整理番号4について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、10ページから11ページをご覧ください。

整理番号4 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,015㎡他2筆で、合計8,133㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵になります。期間は令和6年3月21日から令和16年3月20日までの10年間となっております。

本件も、農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定になります。

この借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号4を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めま

す。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第1号 整理番号4については、原案のとおり決定しました。野村委員は、入室して着席をお願いします。

（野村委員着席）

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 須賀地区地域計画に対する意見について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、12ページ 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、栄町長から照会のあった「須賀地区地域計画」について意見を求めるものでございます。

こちらにつきまして、ご説明させていただきます。

国では、令和5年4月1日から「人・農地プラン」を法定化し、地域の話し合いにより「目標地図」を柱とした、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を2か年かけて策定することとなりました。

そこで、町でも地域計画の策定に向けて、千葉県職員を講師に招き、「地域計画説明会」を令和5年7月15日開催し、その後、須賀地区に農地を所有している方にアンケート調査を実施しました。そのアンケート結果を踏まえて「須賀地区を中心とした農地に関する話し合い」を令和6年1月14日に、また、「須賀地区を中心とした地域計画（案）の説明会」を令和6年2月9日に開催した結果を踏まえまして、今回

の意見照会となったものでございます。

具体的な内容につきましては、経済環境課・課長補佐の猪瀬よりご説明させていただきます。

○経済環境課課長補佐（猪瀬 泰志）

資料の13ページをご覧ください。

こちらが、地域計画の案になります。

策定年月日は、令和令和6年3月となっておりますが、農業委員会の意見を聴いた後、公告縦覧を2週間実施しまして、その後、告示をして計画策定となり3月下旬を予定しております。

続いて、地域計画は10年計画になりますので目標年度は令和15年度になり、10年後の将来を見据えた計画になっております。

市町村名は、栄町です。

地域名は、須賀地区（須賀、安食下埜の一部、酒直下埜の一部）安食下埜の一部、酒直下埜の一部の一部も含まれており、16ページの須賀地区目標地図でご確認ください。

続いて、1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況 須賀地区の区域内の農用地等面積は、156ha、農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積は、147ha、田の面積は、150ha、畑の面積は、6ha、アンケート調査の結果から、区域内において規模縮小などの意向のある農地面積合計4haです。区域内において今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計18.8haです。こちらの面積につきましては、14ページの4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）から、現状の経営面積と10年後の経営面積が記載されておまして、現状の合計面積96.7haから10年後の合計面積115.5haを差し引いた面積が18.8haとなります。

(2) 地域農業の現状及び課題 当地区は、基盤整備された水田の割合が96%と多く、畑は4%とごく少ない面積となっている。農業者の高齢化が進み、谷津田や畑の遊休農地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、認定農業者等の大規模農家だけでなく拡大意向のある兼業農家、地域外の担い手や新規就農者を確保・育成しつつ、集落営農なども検討していく必要があります。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、水稻において、特別栽培米や有機米の栽培面積の拡大や飼料用米の団地化を進めるとともに、スマート農業による省力化など栽培方法を検討していく必要があります。

地域の基礎的データについては、認定農業者等：9人（うち50歳代以下1人）、団体経営体（法人等）1経営体。主な作物は水稻です。

(3) 地域における農業の将来の在り方 地域の主産物である水稻について減農薬や有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。多面的機能支払交付金の活用についても今後検討していく。その他にも、須賀地域の話し合いにより、統一事項として10a当たりの小作料は1.5俵相当額、土地改良区の受益者負担金は土地所有者が負担することと決定さ

れており、農地の集積・集約化が進めやすくなっております。

なお、多面的機能支払交付金については、須賀新田地区では活用されておりますが、今後、須賀地区でも多面的機能支払交付金を活用していただけるよう町から提案していこうと考えております。

続いて、2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手（認定農業者、法人、集落営農法人）への農地の集積・集約化を進める。

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標は、現状の集積率は45%です。10年後の将来の目標とする集積率は60%です。60%の根拠につきましては、昨年9月に議案として提出させていただきました。「栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中で10年後の栄町の集積目標が60%と記載されており、そちらと同じになっております。

(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標 目標地図に位置づける者を中心に農地中間管理事業による集約化を進める。

続いて、14ページ、3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組 農地中間管理機構を活用して、認定農業者等の経営面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法 地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組 30a区画の基盤整備済みであるが、耕作条件改善事業等を活用し畦畔除去による大区画化を進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組 農業委員会、JA及び農業事務所と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の支援や生産する農地をあっせんしていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 こちらについてはありませんので記載はありません。

以下任意記載事項について ②有機・減農薬・減肥料にチェック、③スマート農業にチェックを入れております。選択した上記の取組内容としては、②減農薬減化学肥料による特別栽培や有機栽培を推進していく。③農作業の省力化を図るため、スマート農業を推進していく。

続いて、4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

16ページの目標地図上の表示で白以外の色がついている者が認定農業者または目標水準到達者です。白色は利用者となり、10年後も現状維持で農業を続ける者になります。

続いて、15ページ 5 農業支援サービス事業者一覧 こちらについても該当がありませんので記載はありません。

最後に、6 目標地図は16ページになります。

説明につきましては、以上になります。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 須賀地区地域計画に対する意見について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第2号については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、17ページ 報告第1号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、18ページをご覧ください。

整理番号1 譲渡人・譲受人は記載のとおりです。申請地は、安食字辺引前、地目は登記簿・現況共に畑、面積は17㎡です。転用目的は宅地の拡張で、受理年月日は令和6年2月20日でございます。

本件は、市街化区域内の農地について、転用を伴う所有権移転として農地転用届出があったため、届出書の受理決定の専決処分をしたものでございます。

農地転用の届出書の提出があった場合、遅滞なく受理又は不受理の決定に係る専決処分をすることとされておりますので、届出書の記載事項および添付書類の確認、また現地を確認のうえ適正と判断できたため、受理を決定したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説

明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、19ページ、報告第2号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、20ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が龍ヶ崎町歩字中村新田、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は3,676㎡他2筆で、合計7,354㎡です。

貸付人、借受人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和6年第3回総会を閉会します。

○事務局長（大野茂夫）

起立、礼、お疲れ様でした。

午後3時35分閉会